

落札後の手続き（自動車）

越知町からメールによりご連絡します

開札後、越知町（最高価申込者）となった方へメールを送信し、物件の売却区分番号、落札金額などをお知らせします。

このメールは越知町へ受信情報が届くように必ず開封してください。

※案内メールは開札日から 3 開庁日以内に送信します。

入札した際の ID でログインした公売物件詳細画面に「落札しました」と表示されているにもかかわらず、越知町からのメールが届かない場合は、同画面で連絡先を確認しご連絡ください。

買受人（最高価申込者）本人以外が買受代金のお支払い及び必要書類の提出を行う場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

買受代金のお支払い

※買受代金のお支払いに係る手数料などは買受人の負担になります。

お支払いしていただく金額

買受代金 = 落札価額 - 公売保証金額

※公売保証金不要の物件については落札価額のみのお支払いになります。

買受代金お支払い期限までに買受代金全額のお支払いを越知町が確認が必要です。

買受代金お支払い期限は、越知町からの案内メールにも記載しますが、公売物件詳細画面にてご確認ください。

買受代金のお支払い方法は以下のとおりです。

【銀行振込】

越知町からお送りするメールで振込口座をご案内します。

振込手数料は買受人の負担となります。

【現金書留（お支払いしていただく金額が 50 万円以下の場合に限ります。）】

現金書留の郵送料等は買受人の負担となります。

【現金の直接持参】

受付時間は平日 8 時 30 分から 17 時 00 分までです。

代金お支払い期限までに越知町が買受代金のお支払いを確認できない場合、買受人はその物件を買い受けることができなくなり、（公売保証金が必要な物件については）公売保証金は没収となります。

買受人本人以外が買受代金のお支払いや公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

必要書類の提出

以下の書類を越知町に提出してください。

必要書類の提出先は、開札後に越知町が落札者（最高価申込者）へ送信するメールにてご確認ください。

- ◆越知町が落札者（最高価申込者）へ送信したメールを印刷したもの
- ◆買受人が個人の場合 公的機関が発行した住所証明書（住民票等）
- ◆買受人が法人の場合 法人の商業登記簿謄本
- ◆所有権移転登録請求書（越知町 HP【様式ダウンロード】より印刷してください。）
- ◆自動車保管場所証明書
- ◆移転登録等申請書（第1号様式（O C Rシート）
- ◆自動車検査登録印紙（500円）を貼付した手数料納付書
- ◆買受人の印鑑証明書（発行後3ヶ月以内のものに限る。）
- ◆郵便切手 1,500円程度（ただし、落札者の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が四国運輸局高知運輸支局以外の場合のみ）
- ◆保管依頼書（越知町 HP【様式ダウンロード】より印刷してください。買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合のみ）

必要書類は、郵送（郵送料は買受人の負担）もしくは直接越知町に持参してください。

※自署、押印の必要な書類が多いため、電子ファイルのメール受付は行っておりませんのでご注意

ください。

買受人本人以外が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手続きを行う場合を参照してください。

公売財産の引き渡し越知町の案内に従い、公売財産の引渡しを受けてください。

越知町は、代金納付期限までに買受代金の納付を確認できた場合、公売参加申込時に入力された内容及び提出された書類をもって権利移転の手続き（移転登録等の嘱託）を行います。

買受人の「使用の本拠の位置」の管轄が、四国運輸局高知運輸支局以外の場合は、差押抹消登録・移転登録等の嘱託は郵便にて行います。

買受人の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所が前所有者（現在の登録を受けている所有者）と異なる場合、買受人ご自身で、自身の「使用の本拠の位置」を管轄する運輸支局、自動車検査登録事務所に当該自動車を持ち込んでいただく必要があります。

売却決定（開札日の 7 日後）後、越知町が買受代金の納付を確認した後に公売財産の引渡しを受けることが可能となります。

買受代金納付日に公売財産の引渡しを受けない場合は、「保管依頼書」をご提出ください。

なお、この場合、別途保管料を負担していただくことがあります。

引渡し場所は、原則、物件詳細画面の「引渡時保管場所」となります。

買受人本人が来庁する場合は、以下の書類をお持ちください。

【買受人が個人の場合】

運転免許証など、買受人ご本人の写真が添付されている本人確認書

【買受人が法人の場合】

法人の商業登記簿謄本及び代表者自身の写真が添付されている運転免許証などの本人確認書

買受人本人以外が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人が落札後の手

続きを行う場合を参照してください。

代理人が落札後の手続きを行う場合

買受人本人が買受代金の納付や公売財産の引渡しを受けることができない場合、代理人がそれら

の手続を行うことができます。代理人がそれらの手続を行う場合、以下の書類をご提出ください。

◆委任状（越知町 HP【様式ダウンロード】より印刷してください。）

◆越知町が買受人へ送信した電子メールを印刷したもの

◆代理人が越知町に直接来庁する場合や公売財産の引渡しを受ける場合は、代理人の免許証

など本人確認書

※買受人が法人で、その法人の従業員の方が、買受代金の納付などを行う場合も、その従業員が

代理人となり、委任状等が必要となります。